

輪之内町コミュニティ・スクール推進協議会 規約

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会を輪之内町立の小中学校に設置の推進をするため、「輪之内町コミュニティ・スクール推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 推進協議会は、学校運営の充実のために活動するものとする。

(組織)

第3条 推進協議会はコミュニティ・スクール推進協議会委員(以下「委員」という。)により構成する。

- (1) 小・中学校教職員(若干名)
- (2) 小・中学校PTA代表(若干名)
- (3) 地域住民代表(若干名)
- (4) 諸団体等代表(若干名)

2 委員は、教育委員会より委嘱任命を受け、推進協議会の目的を達成するために活動する。

3 推進協議会に事務局を置き、議事の記録、会の案内、企画・推進の連絡調整、情報発信を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会の承認を受ける。

2 会長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第6条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校運営協議会の委員、役割、開催日数、協議内容等の会議の運営に関する事項。
- (2) 学校運営協議会制度の趣旨等について理解を得るための説明会、研修会等の広報活動に関する事項。
- (3) 学校、地域、家庭及び他機関・組織が連携及び協働して子どもの教育活動を支援するための仕組みづくりに関する事項。

(会議)

第7条 推進協議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(遵守事項)

第8条 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (3) 会議の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

(解嘱)

第9条 推進協議会は、本人からの解嘱の申し出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱又は解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合。

(委任)

第10条 この規約に定めのない事項は、会議の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年7月10日より施行する。